

# 強い農業づくり総合支援交付金

【令和7年度予算額 11,952（12,052）百万円】

## ＜対策のポイント＞

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**生産から流通に至るまでの課題解決**に向けた取組を支援します。また、**産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等**を支援します。

## ＜事業目標＞

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t [平成29年] →145万t [令和12年まで]）
- 物流の効率化に取り組む地域を拡大（155地域 [2028年度まで]）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行 [2050年まで] 等

## ＜事業の内容＞

### 1. 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、**生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組**を一体的に支援します。

### 2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

#### ① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に**必要な産地基幹施設の再編等**を支援します。

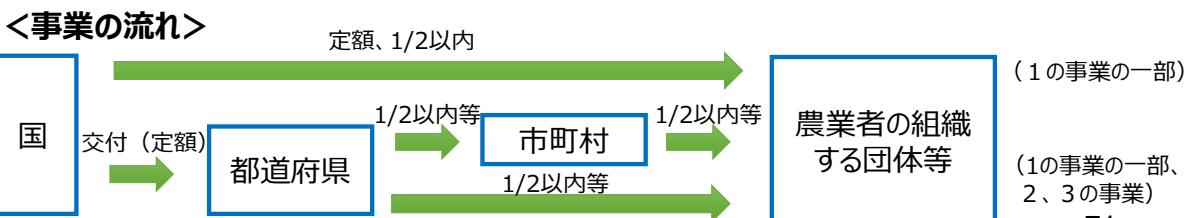
#### ② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進**に必要な**施設の整備等**を支援します。

### 3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要な**トックポイント等の整備**を支援します。

## ＜事業の流れ＞



## ＜事業イメージ＞



## 【お問い合わせ先】

(1、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)

(3の事業) 新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)

# 産地生産基盤パワーアップ事業

【令和6年度補正予算額 11,000百万円】

## <対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等を支援します。

## <事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上 [事業実施年度の翌々年度まで]）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

## <事業の内容>

### 1. 新市場獲得対策

- ① 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化  
新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援します。
- ② 園芸作物等の先導的取組支援  
園芸作物等について、需要の変化に対応した新品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援します。

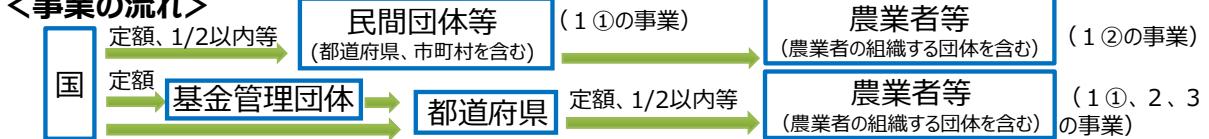
### 2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援します。また、施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等を支援します。

### 3. 生産基盤強化対策

- ① 生産基盤の強化・継承  
農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等を支援します。
- ② 全国的な土づくりの展開  
全国的な土づくりの展開を図るため、堆肥や綠肥等を実証的に活用する取組を支援します。

## <事業の流れ>



※共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

## <事業イメージ>

### 農業の国際競争力の強化

#### 輸出等の新市場の獲得

#### 新たな生産・供給体制



拠点事業者の貯蔵・加工施設



供給調整・流通効率化に向けた施設・機械



果樹・茶の改植や省力樹形導入

#### 産地の収益性の向上

#### 収益力強化への計画的な取組



農業機械のリース導入・取得

ヒートポンプ等のリース導入・取得  
・スマート農業推進枠  
・特別枠の設定  
・施設園芸エネルギー転換枠  
・持続的畑作確立枠  
・土地利用型作物種子枠

推進枠の設定  
・中山間地域の体制整備

### 生産基盤の強化



継承ハウス、園地の再整備・改修



堆肥等を活用した土づくり

#### [お問い合わせ先]

- |              |             |                |
|--------------|-------------|----------------|
| (1 ①、2 の事業)  | 農産局総務課生産推進室 | (03-3502-5945) |
| (1 ②、3 ①の事業) | 園芸作物課       | (03-6744-2113) |
| (1 ②の事業)     | 果樹・茶グループ    | (03-6744-2117) |
| (3 ②の事業)     | 農業環境対策課     | (03-3593-6495) |

# 農産物等輸出拡大施設整備事業

【令和6年度補正予算額 5,500百万円】

## <対策のポイント>

国産農産物等の輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設・処理加工施設等の産地基幹施設やコールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援します。

## <事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

### <事業の内容>

### <事業イメージ>

#### 1. 輸出対応型施設の整備

「強い農林水産業」の構築に向け、国産農産物の輸出促進の取組に必要となる輸出対応型の集出荷貯蔵施設や処理加工施設等の整備を支援します。

#### 2. 輸出促進に繋がる卸売市場等の整備

生鮮食料品等の輸出促進を図るため、輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保に資する施設や輸出先国が求める衛生基準等を満たす施設等の整備を支援します。

#### 長期間の品質維持を可能とする処理・加工施設（CA貯蔵※施設等）



長期間品質を維持することで、輸出先国の需要時期に合わせた供給を可能とする青果物の長期保存体制を構築

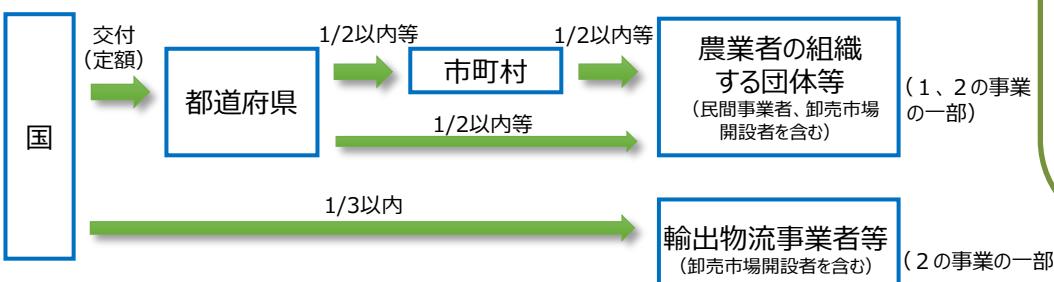
※ 貯蔵庫内の酸素の減少や低温管理等により、貯蔵青果物の呼吸を極力低減することで、青果物に含まれる成分の減耗を防止し、食味や食感を長期間維持する貯蔵方法

#### コールドチェーン対応卸売市場施設



高度な温度管理が可能な施設を整備することで、輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムを確保

## <事業の流れ>



[お問い合わせ先] (1の事業) 農産局総務課生産推進室

(03-3502-5945)

73 (2の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)

## ＜対策のポイント＞

野菜（指定野菜・特定野菜）の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るために、産地単位での計画的な生産・出荷に取り組むとともに、**価格低落時には生産者補給金等を交付**します。

## ＜政策目標＞

野菜の取引価格の安定化（取引価格が平年比80%～120%に収まる期間の割合：56% [平成28年度] → 68% [令和7年度まで]）

### ＜事業の内容＞

#### 1. 指定野菜価格安定対策事業

「指定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「指定野菜」の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

#### 2. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

「特定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「特定野菜」等の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

#### 3. 契約指定野菜安定供給事業

「指定産地」で生産される「指定野菜」の契約取引を対象に、不作時に不足分を市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。

#### 4. 契約特定野菜等安定供給促進事業

「特定産地」で生産される「特定野菜」等の契約取引を対象に、不作時に不足分を市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。

#### 5. 契約野菜収入確保モデル事業

産地を問わず、「指定野菜」の契約取引を対象に、契約数量の確保に必要な余裕作付分の出荷調整等を行った場合等に、交付金を交付します。

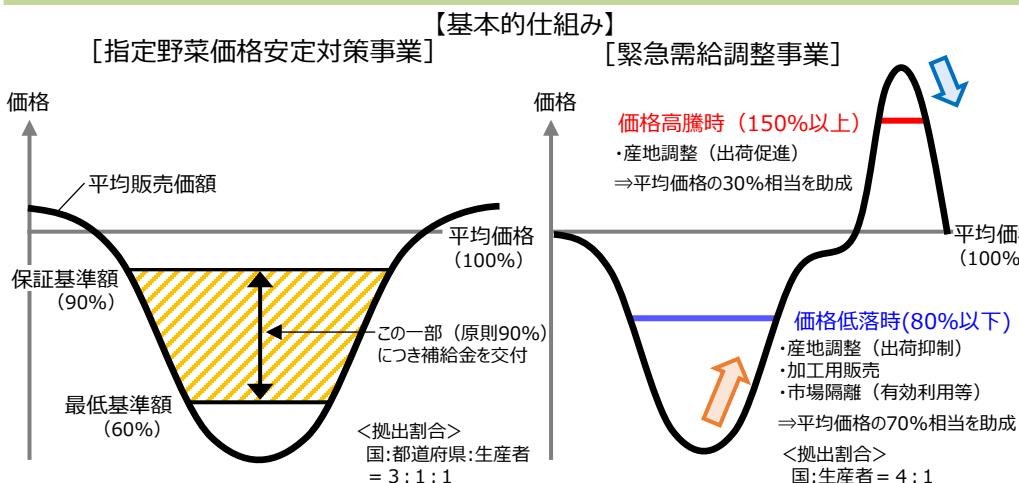
#### 6. 緊急需給調整事業

「指定野菜」のうち重要野菜・調整野菜の価格が著しく低下し、出荷調整を行った場合等に、交付金を交付します。

### ＜事業の流れ＞



### ＜事業イメージ＞



#### 指定野菜（14品目）：国民消費生活上重要な野菜

キャベツ※、きゅうり、さといも、だいこん※、トマト、なす、にんじん※、ねぎ、はくさい※、ピーマン、レタス※、たまねぎ※、ばれいしょ、ほうれんそう ※は重要野菜または調整野菜

#### ★ ブロッコリーを令和8年度事業から指定野菜に追加

（令和6～7年度に特定野菜からの移行準備を進め、令和8年度事業から適用）

#### 特定野菜（35品目）：国民消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまいも、れんこん、しそうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

# 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和7年度予算額 10,009（10,009）百万円】  
（令和6年度補正予算額 5,460百万円）

## ＜対策のポイント＞

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**鳥獣の捕獲等の強化**や**ジビエ利活用拡大への取組**等を支援します。  
また、森林における**効果的・効率的なシカ捕獲の取組**を実施、支援します。

## ＜事業目標＞

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約215万頭〔令和10年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

## ＜事業の内容＞

### 1. 鳥獣被害防止総合対策交付金

9,900（9,900）百万円

- ① 鳥獣被害防止総合支援事業等【令和6年度補正予算含む】  
シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、**鳥獣対策に係る総合的な人材育成**等を支援します。
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業  
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や**広域捕獲に係る取組**等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業  
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等【令和6年度補正予算含む】  
**被害対策推進のための人材育成**や**ジビエ消費拡大**を図るプロモーションを行うとともに、**ジビエ利活用の更なる拡大**に向けたペットフードへの利用促進や**情報発信の取組**等を支援します。
- ⑤ シカ特別対策事業、クマ特別対策事業【令和6年度補正予算含む】  
シカの集中捕獲や、**クマの捕獲対策を体制整備と併せて支援**します。
- ⑥ **スマート捕獲等普及加速化事業**  
ICT等を活用したスマート鳥獣害対策のモデル地区の整備と横展開を支援します。

## ＜事業の流れ＞



### 2. シカ等による森林被害緊急対策事業

109（109）百万円

森林におけるシカ捕獲を効果的・効率的に実施するため、ドローンを活用した捕獲ポイントの特定調査や、簡易な捕獲個体処理施設の整備等を実施、支援するとともに、国有林野における国土保全のための捕獲を実施します。【令和6年度補正予算含む】

## ＜事業の流れ＞

※国有林においては、直轄で実施



[お問い合わせ先]

## ＜事業イメージ＞

### 【総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援】



### 【捕獲等の強化】

#### ① スマート鳥獣害対策の推進

ICT等を総動員し被害対策を実施するモデル地区を整備し、優良事例の創出と横展開を推進



#### ② シカ、クマの捕獲対策の強化

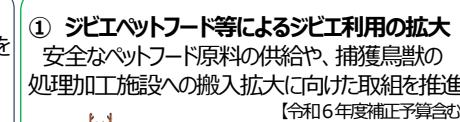
【令和6年度補正予算含む】被害要因、生息状況等に基づいたシカ、クマの捕獲対策に係る総合的な取組を支援



#### ③ 高度な鳥獣被害対策人材の育成・確保

地域の実情を踏まえた対策の実施が図られるよう、鳥獣被害対策を主導する人材の育成・確保を支援

### 【ジビエ利活用拡大に向けた取組】



#### ② ジビエの情報発信強化

【令和6年度補正予算】ジビエ利活用の更なる拡大に向けたコンテンツ等の展示を通じた情報発信の強化



(1の事業) 農村振興局鳥獣対策・農村環境課 (03-3591-4958)  
(2の事業) 林野庁研究指導課 (03-3502-1063)

# 農村地域防災減災事業 <公共>

【令和7年度予算額 38,086（38,101）百万円】  
（令和6年度補正予算額 42,524百万円）

## <対策のポイント>

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進します。

## <事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha [令和7年度まで]）

### <事業の内容>

#### 1. 防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）

- ・地域の防災・減災対策に必要な諸条件に関する調査、農村地域防災減災総合計画の策定等

#### 2. 農業用施設等の整備（整備事業）

- ・自然的・社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るために整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等
- ・地域防災機能増進事業（土地改良施設豪雨対策事業）において、複数施設の整備を必要とする実施要件を撤廃し、施設の単独整備を可能に
- ・農業用河川工作物等応急対策事業において、頭首工等の撤去に伴う代替水源の整備が可能であることを明確化

### <事業の流れ>

※下線部は拡充内容

1/2、定額等

都道府県

国

1/2、定額等

都道府県



市町村 等

### <事業イメージ>

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



# 頻発化・激甚化する豪雨災害への対策強化

## ～農村地域防災減災事業の拡充～

- 頻発化・激甚化する豪雨災害への対策を強化すべく、農業水利施設の浸水対策や治水上支障が生じるおそれがある頭首工の撤去等を機動的に実施。

### 地域防災機能増進事業（土地改良施設豪雨対策）

#### 現状・課題

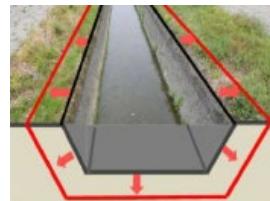
- 近年、排水機場等が被災して、その機能を喪失することにより、周辺の農地や住宅等に甚大な被害が発生。
- 過去に整備された排水機場等において浸水対策等が講じられておらず、被害が生じるおそれのあるものが数多く存在。
- このため、豪雨災害への対策を強化するための施設整備が急務。

#### 今後の対応

- 地域防災機能増進事業（土地改良施設豪雨対策）において、複数施設の整備を必要とする実施要件を撤廃し、施設の単独整備を可能とする。



排水機場等の耐水化



既存水路の拡幅



放水路の整備

#### 実施要件等

- ・実施要件：総事業費800万円以上、又は防災受益30ha（畠に係るものにあっては20ha）以上
- ・事業主体：都道府県、市町村
- ・補助率：50%等

### 農業用河川工作物等応急対策事業

#### 現状・課題

- 頭首工等の構造が不適当又は不十分なため、治水上支障が生じるおそれがあるものについては、洪水等からの安全を確保するため、速やかに対策を講じる必要がある。
- 受益面積の減少等により、頭首工等を改修するよりも、頭首工等を撤去して代替水源を整備したほうが、経済的に有利な場合もある。

#### 今後の対応

- 農業用河川工作物等応急対策事業において、頭首工等の撤去に伴う代替水源の整備が可能なことを明確化する。



老朽化によりゲート操作ができなくなり  
治水上支障がある頭首工の撤去



代替水源(井戸)の整備

#### 実施要件等

- ・実施要件：総事業費800万円以上
- ・事業主体：都道府県、市町村、土地改良区等
- ・補助率：50%等

# 振興山村・過疎地域経営改善資金

## 1 目的

本資金は、「山村振興法」及び「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により指定された「振興山村」又は「過疎地域」の農林漁業者等が、その地域の自然的、経済的条件に適応した経営の改善や農林漁業の振興を図ることにより、所得の安定確保、地域の活性化等を実現するために必要な長期低利の資金を融資する。

## 2 貸付対象者

農林漁業者、農協、森林組合、水産業協同組合、農林漁業者の組織する法人等

## 3 資金用途

本資金の貸付けは、都道府県知事の認定を受けた「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づいて行う次の事業を対象とする。

### (1) 農業関係

果樹、花木等の新植・改植、搾乳牛、繁殖用の肉用雌牛等の購入、農舎、畜舎、農産物処理加工施設、農機具等の改良、造成又は取得

### (2) 林業関係

素材、樹苗又は特用林産物の生産、林産物の処理加工等に必要な機械その他の施設、林業生産環境施設（簡易給排水施設、集会施設等）等の改良、造成又は取得

### (3) 漁業関係

漁船（20トン未満）、養殖施設、漁業生産環境施設等の改良、造成又は取得

〔※(1)～(3)の施設にエネルギーを供給するための目的で設置する太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設も含む。〕

### (4) その他

- ① (1)～(3)の施設で農林漁業者の共同利用に供するものの改良、造成又は取得
- ② 農林地を保全する事業の開始に必要な事務管理用備品及び資材の取得

## 4 貸付条件

区分	補助事業	非補助事業
利率	1.85%（共同利用：2.85%）	1.70%
限度額	負担する額の80%以内	負担する額の80%以内又は次のいずれか低い額 (かつて書きは、一定の要件を満たす場合) ① 個人：1,300万円（2,600万円） ② 法人・団体：5,200万円（6,000万円、1億円、3億円、5億円）
償還期限	25年以内（うち据置期間8年以内）	

(注) 利率は、令和7年3月19日現在

最新の利率の掲載先 URL : <http://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html>

## 5 令和7年度融資枠【概算決定額】（令和6年度融資枠）

1.0億円（1.0億円）

### 【農林水産省HP > 山村への支援施策（予算、融資）】

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s\\_sesaku/sesaku.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html)

（担当課：農村振興局地域振興課）

# 中山間地域活性化資金

## 1 目的

地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、

- ① 農林畜水産物の付加価値の向上と販路の拡大を図る「加工流通施設」
- ② 農地、森林等の農林漁業資源を活用した「保健機能増進施設」
- ③ 農業の担い手の定住化を促進するための「生産環境施設」

の整備を地方公共団体、民間事業者の技術、ノウハウを活用しつつ強力に促進する。

## 2 貸付対象者、資金使途及び貸付条件

区分	加工流通施設	保健機能増進施設	生産環境施設
貸付対象者	中山間地域農林畜水産物を原材料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって、中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者（中小企業者に限る）	農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者（中小企業者に限る）	農林漁業又は塩業を営む者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員、出資者であるか又は基本財産の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするものを含む。）
資金使途	新商品・新技術の研究開発・利用又は需要の開拓を行うのに必要な施設の改良・造成・取得、それらを行うための特別の費用の支出又は権利の取得	体験農園、体験牧場、林間スキー場、林間キャンプ場、森林植物園、林間コテージ、林間遊歩道、釣り場、潮干狩場、遊漁船等利用施設 等	活動管理休養施設、多目的研修集会施設、健康増進施設、技術拠点施設、情報連絡施設、廃棄物処理施設、簡易給排水施設、集落道 等
貸付条件	利率	1.45%～1.90%	1.70%
	限度額	負担する額の80%以内	
	償還期限	15年以内（うち据置期間3年以内）	25年以内（うち据置期間8年以内）

(注) 利率は、令和7年3月19日現在

最新の利率の掲載先URL：<http://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html>

## 3 令和7年度融資枠（令和6年度融資枠）

160.0億円（180.0億円）

### 【農林水産省HP > 山村への支援施策（予算、融資）】

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s\\_sesaku/seaku.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/seaku.html)

（担当課：農村振興局地域振興課）

## 基幹的な農道、林道及び漁港関連道の新設及び改築事業の都道府県代行制度 【農林水産省】

### 【事業の趣旨】

山村振興法に基づく振興山村における基盤施設である農道、林道及び漁港関連道を整備し、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 【事業の内容】

山村振興基本方針及び山村振興計画に基づいて農道、林道及び漁港関連道の整備を進めるとともに、基幹的な農道、林道及び漁港関連道については市町村に代わって都道府県が事業を行う代行制度をもって農道、林道及び漁港関連道の新設及び改築事業を行う。

### 【実施要件】

市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道で農林水産大臣が指定するものの新設及び改築

#### ○ 基幹道路の指定基準

市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道のうち、その新設及び改築について市町村が行なうことが当該市町村の財政的又は技術的水準から見て困難又は不適当と認められるものであって、次の要件に適合するもの。

#### <農道>

- (1) 受益面積30ヘクタール以上のこと。
- (2) 延長800メートル以上、かつ、幅員(全幅)4メートル以上のものであること。
- (3) 農業生産の近代化、農産物の流通の合理化、農村の生活環境の整備改善に資するものであって、次に該当すること。
  - ① 将来一つの営農団地として計画的に育成整備する地域において行なうものであって、当該地域内の農道網の幹線的農道であること。
  - ② 自動車交通量のうち農業に係るものが過半を占めるものであること。
  - ③ 事業完了後の管理について、整備目的にそって関係市町村が行なうことが確実であると見込まれること。

#### <林道>

- (1) 当該林道の利用区域の森林面積が50ヘクタール以上であって、地域の振興を図る上で重要なものであること。
- (2) 地域森林計画において指定道路として位置づけられ、次のいずれかに該当するもの。
  - ① 当該林道の利用区域内に10戸以上の集落が存在すること。
  - ② 当該林道が国道、都道府県道又は山村振興法・過疎法に基づき指定された基幹道路若しくはこれと同等の既設道路の間を相互に結ぶものであること。
  - ③ 市町村森林整備計画において、「路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域」内で計画されているものであること。

#### <漁港関連道>

- (1) 主要漁港関連道  
総事業費が1億円以上6億円未満  
(特別なものについては6億円以上のものも認める。)
- (2) 一般漁港関連道  
総事業費が5千万円以上6億円未満  
(特別なものについては12億円未満のものも認める。)
- (3) 附帯関連道  
総事業費が主要の概ね1／2以内で5千万円以上。

### 【補助率】 国費50／100等

### 【事業主体】 都道府県

〔 担当課 農村振興局地域整備課  
林野庁整備課  
水産庁計画課 〕

# バイオマスの地産地消

【令和7年度予算額 612（650）百万円の内数】  
 (令和6年度補正予算額 3,828 百万円の内数)

## ＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査、設計、施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組等を支援します。

## ＜政策目標＞

○化学肥料使用量の低減（72万トン（20%低減））[令和12年]

○カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入 [令和12年]

## ＜事業の内容＞

### 1. 地産地消型バイオマスプラント等の導入（施設整備）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、施設の機能強化対策、効果促進対策等を支援します。

### 2. バイオ液肥散布車等の導入（機械導入）

メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車等の導入を支援します。

### 3. バイオ液肥の利用促進

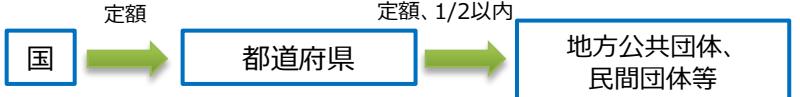
- ① 敷設機材や実証圃場を用意し、バイオ液肥を実際に圃場に散布します（散布実証）。
- ② 敷設実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を検証します（肥効分析）。
- ③ 普及啓発資料や研修会等により利用拡大を図ります（普及啓発）。

#### ※以下の場合に優先的に採択します

- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
- ・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合



## ＜事業の流れ＞



## &lt;対策のポイント&gt;

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための**再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び資源作物や未利用資源（稻わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組**を支援します。

## &lt;政策目標&gt;

カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における**再生可能エネルギーの導入** [令和12年]

## &lt;事業の内容&gt;

## 1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域ぐるみの話し合いによって、適切な営農と発電を両立する営農型太陽光発電のモデルを策定し、導入実証を行う取組を支援します。

## 2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池（ペロブスカイト）と蓄電池の導入実証を支援します。

## 3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

## ① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討、栽培実証、既存ボイラーにおける燃焼実証等を支援します。

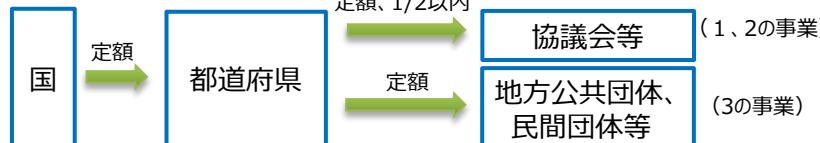
## ② 未利用資源の混合利用促進

木質バイオマス施設等における**未利用資源の投入・混合利用を促進する**ため、既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査や炉への影響や混合利用による効果の検証等を支援します。

## ※以下の場合に優先的に採択します

- ・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
- ・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合

## &lt;事業の流れ&gt;



## &lt;事業イメージ&gt;

## 1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援



地域で最適な作物、設備設計、電力供給等について検討し、モデルを策定



策定したモデルに基づいて、地域に最適な営農型太陽光発電設備を導入

## 2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援



既存のシリコン系太陽光パネルの導入が難しい農林漁業関連施設等に、次世代型太陽電池を導入



導入手法、導入効果、課題（経済性、安全性、耐久性等）等の検証を行い、検証結果をとりまとめ

## 3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

## ①バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証



## ②未利用資源の混合利用促進



## エネルギー化



木質バイオマス発電所等

- ①資源作物の燃焼実証  
②未利用資源の混焼実証

## 資源作物や未利用資源の利活用による再生可能エネルギーの導入推進

[お問い合わせ先] 1,2の事業：大臣官房環境バイオマス政策課 (03-6744-1508)  
3の事業：大臣官房環境バイオマス政策課 (03-6738-6479)